

議案第52号 小松島市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

条文中に一部、文章上の不備があることから、これを改めるもの。

小松島市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年小松島市条例第166号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(関係者に対する費用の弁償)</p> <p>第15条 法第433条第7項の規定によって関係者(審査申出人及び市町村長を除く。)に対し出席及び証言を求めた場合においては、<u>当該関係者を除く。</u>)に対して小松島市職員の旅費に関する条例(平成2年小松島市条例第4号)の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。</p>	<p>(関係者に対する費用の弁償)</p> <p>第15条 法第433条第7項の規定によって関係者(審査申出人及び市町村長を除く。)に対し出席及び証言を求めた場合においては、<u>当該関係者</u>に対して小松島市職員の旅費に関する条例(平成2年小松島市条例第4号)の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。</p>	<p>改正</p>